

デイサービスセンター 陽と花 いずみ

地域密着型通所介護・第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス） 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ひとはなが開設するデイサービスセンター 陽と花 いずみ（以下、「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従事者」という。）が、当該事業所において 排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な地域密着型通所介護及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「地域密着型通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 デイサービスセンター 陽と花 いずみ
- ② 所在地 横浜市泉区和泉町 7315 番地 11 エムハイツひなた山 1 階

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

## 1 単位目

- ② 生活相談員 2名以上（常勤1名以上、非常勤1名以上）  
生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書（以下、地域密着型通所介護計画等」という。）の作成の補助等を行う。
- ③ 機能訓練指導員 2名以上（非常勤2名以上）  
機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。
- ④ 看護職員 2名以上（非常勤2名以上）  
看護職員は、健康管理の業務及び口腔機能向上加算計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。
- ⑤ 介護職員 5名以上（常勤2名、非常勤3名以上）  
介護職員は、地域密着型通所介護等の業務に当たる。

## 2 単位目

- ①生活相談員 2名以上（常勤1名以上、非常勤1名以上）  
生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書（以下、地域密着型通所介護計画等」という。）の作成の補助等を行う。
- ② 機能訓練指導員 2名以上（非常勤2名以上）  
機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。
- ④ 看護職員 2名以上（非常勤2名以上）  
看護職員は、健康管理の業務及び口腔機能向上加算計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。
- ⑤ 介護職員 5名以上（常勤2名、非常勤3名以上）  
介護職員は、地域密着型通所介護等の業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 : 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。  
ただし、12月29日から1月3日を除く。
- ② 営業時間 : 8:15～17:15
- ③ サービス提供時間 : 1単位目 9:20～12:20  
2単位目 13:40～16:40

（地域密着型通所介護等の利用定員）

第6条 地域密着型通所介護等の利用定員は地域密着型通所介護と第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）を合計して次のとおりとする。

1 単位目：18名

2 単位目：18名

（地域密着型通所介護等の内容及び提供方法）

第7条 地域密着型通所介護等の内容は、次の通りとする。

- 一 日常生活上の世話及び支援
- 二 入浴
- 三 機能訓練
- 四 レクリエーション
- 五 健康チェック
- 六 送迎
- 七 相談
- 八 家族指導

（地域密着型通所介護等の利用料その他の費用の額）

第8条 地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う地域密着型通所介護等に要した交通費は徴収しない。

3 利用者の希望によるその他の費用

- 一 おやつ代（嗜好に合わせた飲み物代含む） 198円（税込）
- 二 おやつなしの飲み物代（1杯） 110円（税込）
- 三 おむつ代 紙パンツ 110円/枚（税込） パット 55円/枚（税込）
- 二 教養娯楽費 実費

4 キャンセル料

前日の午後5時30分までに事業所に連絡することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができる。サービス提供当日利用中止を申しでたり、連絡無くお休みをされた場合は、当日欠席扱いとし、当日分のおやつ代（198円）を徴収する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

6 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

7 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、横浜市泉区、瀬谷区とする。

ただし、泉区は池の谷、和泉が丘1丁目から3丁目、和泉中央北1丁目から6丁目、和泉中央南1丁目から5丁目、和泉町2200番地から3399番地及び4700番地から7999番地、岡津町、桂坂、上飯田町、白百合1丁目から3丁目、新橋町、中田北1丁目から3丁目、中田町、中田西1丁目から4丁目、中田東2丁目から4丁目、中田南2丁目から4丁目、西が岡1丁目から3丁目、弥生台、領家1丁目から4丁目、緑園1丁目から4丁目及び6丁目のみとする。

瀬谷区は阿久和西1丁目から4丁目、阿久和東1丁目から4丁目、阿久和南1丁目から4丁目、北新、下瀬谷1丁目から3丁目、瀬谷1丁目から6丁目、橋戸1丁目から3丁目、南瀬谷1丁目・2丁目、南台1丁目・2丁目、宮沢1丁目から4丁目のみとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者が地域密着型通所介護等の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次の通りとする。

- 一 サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康相談等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意すること。
- 二 入浴場や脱衣室、機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用していただくこと
- 三 体調によっては入浴等を中止していただく場合があること
- 四 利用をキャンセルする場合には、前日の午後5時30分までに連絡していただくこと
- 五 事業所は荒天時・天災等、ご利用者の体調等の理由でやむをえず予定されていたサービスの実働が出来ないと判断した場合には、ご利用者等及び居宅サービス計画作成事業者または介護予防サービス支援計画作成事業者、介護予防ケアマネジメント作成事業者と協議し、サービスを中止することがあります。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の職員は、ご利用者に対するサービスの提供中に、ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。

- 2 前項に定める緊急時に受診や入院手続きが必要な場合、可能な限り速やかにご家族・代理人・他のご本人関係者が立ち会うこととします。
- 3 ご利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、第12条に基づき、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

- 2 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年 2 回以上定期的に行う。

(虐待の防止)

第 14 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束等の原則禁止)

第 15 条 事業所は、地域密着型通所介護等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 17 条 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- 3 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的  
に実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業  
務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
  - ② 継続研修 年 4 回以上
- 2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でな  
くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は、地域密着型通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
  - 5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的  
な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの  
により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講  
じるものとする。
  - 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ひとはなと事業所の管理者との協  
議に基づいて定めるものとする。